

さいたま市国民保護対策本部及びさいたま市緊急処理事態対策本部条例

平成 17 年 10 月 13 日
条例第 204 号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、さいたま市国民保護対策本部及びさいたま市緊急処理事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 さいたま市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、さいたま市国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)の事務を総括する。

2 さいたま市国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 さいたま市国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(さいたま市緊急処理事態対策本部についての準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、さいたま市緊急処理事態対策本部について準用する。この場合において、第2条第1項中「さいたま市国民保護対策本部長」とあるのは「さいたま市緊急処理事態対策本部長」と、同条第2項中「さいたま市国民保護対策副本部長」とあるのは「さいたま市緊急処理事態対策副本部長」と、同条第3項中「さいたま市国民保護対策本部員」とあるのは「さいたま市緊急処理事態対策本部員」と、第3条第2項中「法第 28 条第 6 項」とあるのは「法第 183 条において準用する法第 28 条第 6 項」と、第5条第1項中「国民保護現地対策本部」とあるのは「緊急処理事態現地対策本部」と、「国民保護現地対策本部長」とあるのは「緊急処理事態現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部員」とあるのは「緊急処理事態現地対策本部員」と、同

条第2項中「国民保護現地対策本部長」とあるのは「緊急対処事態現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部」とあるのは「緊急対処事態現地対策本部」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、対策本部及びさいたま市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。